

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**水色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）及び限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは**黄色の減額認定証及び限度証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課後期高齢者医療担当へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

◆減額認定証の交付対象～次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象～次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

お問い合わせ先

- ☎ 占冠村役場住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56-2122
- ☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
- 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

新型コロナウイルスの影響で収入減少した方へ

令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合に国民年金保険料の免除申請が可能となっています。

手続きの方法等、詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>



1. 対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと
- (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

2. 手続き方法

臨時特例による免除の申請に必要な書類は以下の2つの書類となります。申請の際には、以下の2つの書類を必ずご提出願います。書類は郵送にてご提出ください。

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ② 所得の申立書

上記①及び②の書類は、日本年金機構のホームページ（上記URL参照）より印刷やダウンロードをすることができます。

年金事務所または住民課戸籍担当窓口にも備え付けていますので、書類が必要な方は担当窓口にてその旨をお伝え下さい。
 ※マイナンバーにより郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123



被保険者証・各種医療費受給者証は7月に更新!

次に掲げる証をお持ちの方は、更新手続きをお願いします。

- 国民健康被保険者証
- 子育て支援医療費受給者証
- 重度心身障害者医療費受給者証
- ひとり親家庭等医療費受給者証

対象者には、更新の案内文書をお送りします。

現在お持ちの国民健康被保険者証、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証は有効期限が7月31日までとなっていますので、忘れずに受給者証の更新手続きをお願いします。

☎ 住民課国保医療担当 ☎ 56-2122

